

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月13日(2021.5.13)

【公表番号】特表2018-538019(P2018-538019A)

【公表日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2018-518697(P2018-518697)

【国際特許分類】

A 6 1 B 34/20 (2016.01)

A 6 1 B 6/12 (2006.01)

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

G 0 6 T 7/70 (2017.01)

【F I】

A 6 1 B 34/20

A 6 1 B 6/12

A 6 1 B 6/00 3 9 0 C

G 0 6 T 7/70 A

A 6 1 B 6/00 3 7 0

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年3月29日(2021.3.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 5】

文献 F R 2 9 4 1 3 6 4 は、光学トラッカを患者に取り付けた装置を記載している。装置は、複数の貫通ボアを含む実質的に平坦な放射線透過性の本体を含む。ピンをボアに通して、本体を患者の骨に経皮的に固定する。この装置は、本体と一体的に、光学トラッカを受けることを意図する突出部材を更に含む。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 9】

本発明は、医療画像に対してツールをナビゲートする蛍光ナビゲーションシステムであつて、

- 患者の関心の領域の複数の画像を取得するように構成される電動X線撮像システムと、
- 位置特定システムと、
- 複数の放射線不透過性基準を含む位置合わせファントムと、 - 位置合わせファントムによってトラッキング(追跡)されるように構成されるトラッカと、 - 電動X線撮像システムによって取得される複数の画像を受信するように構成され、複数の画像中で見える放射線不透過性基準を用いて画像から3D医療画像を再構築するように構成される、プロセッサと、
- 実質的に放射線透過性の材料で作られるベースとを含み、各画像の位置は、電動X

線撮像システムを参照して知られており、

ベースは、患者の骨に剛的に固定されるように構成され、位置合わせファントム及び／又はトラッカを取り付ける再現可能な固定システムを含む、

蛍光ナビゲーションシステム提供する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

器具1は、放射線透過性材料、例えば、プラスチックで作られたベース10（基部）を含む。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0044

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0044】

器具1は、ベース10に剛的に取り付けられるように意図された位置合わせファントム30 (registration phantom)を更に含む。位置合わせファントム30は、放射線透過性材料で作られ、既知の位置に配置される既知の形状及びサイズを有する複数の放射線不透過性基準31 (radiopaque fiducials) (例えば、ボール又はピン)を含む。